

新婚生活を支援します！

結婚新生活支援事業

新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、
住居費や引越費用の一部を補助します



【補助費用】
住宅購入費、
リフォーム費、
賃料、敷金・
礼金、共益費
仲介手数料



【補助費用】
新婚生活のため
の引越費用

補助金額 1世帯あたり上限**30**万円

- 要件
- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦
 - ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
 - ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の夫婦
 - ④ 美浦村内に居住又は転入・転居の届出をしていること
 - ⑤ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
 - ⑥ 村税等を滞納していないこと
 - ⑦ 夫婦のいずれの者が、美浦村暴力団排除条例(平成23年美浦村条例第15号)に規程する暴力団又は暴力団員等もしくはそれらと密接な関係を有していない者

- 対象経費
- ① 新居の購入費
 - ② リフォーム費
 - ③ 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
 - ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

申込方法 必要書類を揃えて、申請期間内にご提出ください。

♡ 詳しくは美浦村ホームページをご覧ください

美浦村役場総務部総務課

〒300-0492
茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地
TEL 029-885-0340
FAX 029-885-4953



美浦村 結婚新生活

検索

